

平成 2 1 年 4 月
交 通 規 制 課
交 通 企 画 課

規制速度決定の在り方に関する調査研究結果について

1 調査研究の概要

本調査研究は、より合理的な規制速度決定の在り方について検討するため、平成18年度から3箇年計画で実施してきたものであり、最終年度である平成20年度は、学識者等で構成される調査研究検討委員会（委員長：太田勝敏東洋大学教授）から、一般道路、生活道路及び高速道路等における規制速度決定の在り方に関する報告書の提出を受けた。

2 要旨

(1) 一般道路

実勢速度（85パーセントイル速度）を基に、交通事故抑制の観点を加味した全国一律の基準となる速度（以下「基準速度」という。）を設定し、基準速度を最大限尊重しつつ、現場状況に応じた補正を行い、規制速度を決定する。なお、トラフィック機能に特化した道路で、かつ安全が確保された道路においては、60km/hを超える規制速度も検討する。
（報告書P4～P17）

(2) 生活道路

「突発事象に対応可能な速度」及び「重大事故の発生を回避する速度」の観点から、30km以下の規制速度を設定する。その場合、地域における道路の使われ方に着目し、速度を抑えるべき道路、走行性を確保すべき道路を関係者（住民、警察、自治体、道路管理者等）で協議の上、規制の範囲を決定し、速度規制だけではなく、物理的デバイス（ランプ、防護柵等）の設置を同時に行うことを検討する。
（報告書P18～P27）

(3) 高速道路等

IC間単位で設定されている設計速度を基本に規制速度を設定するのではなく、曲線半径、視距、縦断勾配等の各要素から導かれる「構造適合速度」を目安とし、最高速度の上限100km/hの範囲内で、安全性・快適性を踏まえた規制区間長や交通事故状況等の現地状況を考慮して規制速度を決定することを検討する。
（報告書P28～P51）

3 今後の予定

本報告書を受け、今後、各都道府県警察への意見照会や実際の路線を対象とした検証を行い、その結果を踏まえて速度規制の基準を全国に示す予定である。